

令和 7 年 5 月
農業委員会議事録

開催日：令和 7 年 5 月 26 日（月）
場所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 52 分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年 5月26日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 窪 田 知 美

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時30分

9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、これから始めたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。
これより、越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

今備蓄米が、政府が1万3,000円弱で買った米を2万2,000円弱で、
入札されたようですが、入札となれば一番高いところに落札するので、
これは工事の入札では一番安いところが落札ですけれども、普通、競争入札といえ、
ば、売るものは高いところに落ちるのが常です。当然1万3,000円弱で買ったものを2万2,000円弱で出すということは、この約9,000円の差額は政府がもうかっているということかと思います。

そのお金をどういうふうにするのか分かりませんが、政府が今度は2,000円だという話で、
遠いところには運搬費は政府が持つということで、この差額の分を使えば、それも可能なのかなと思います。

昨日、テレビを見ていたら、生産者、JA、卸業者、消費者、全ての価格帯の話が出ていまして、3,000円台が妥当な単価ではないかと言っていました。
米が1万八千幾らで、流通経費が1万二千幾らなので、計算すると3万円、3万3,000円台で売れば、単純に3万3,000円になるので、3万円のうち農家には2万円いくのかと思ったら、2万円はいかないような様子になってしまいますよね。昔の政府米で1万8,000円、これきついなとは言っていましたけれども、実際1万3,000円、1万2,000円とどんどん下がっていったので、やっと我々も多少農家をやる気になってきたところです。また今年の青田買いでも大分高値で取引しているから、今年の米は下がらないだろうという予想をしております。

実際今年も、先月言いましたけれども、農協もちょっと高めの話をしていますが、この政府の2,000円台の話が、新米ではないだけに、そ

んなに影響はないのかと思いますが、2万円を超える数字は出てくるのかなと思います。大手さんは、今年は3万円が相場かなという話をしていましたが、実際こういう話が出てくると値段が下がってくるし、新米は契約ではないですけれども、大分手を打って、幾らで買うから売ってくれという話が出ているらしいので、今年1年は、米はまああの値段で売れるのかなと思います。

これが持続するかどうかが一番問題なので、やっぱり一回休んでしまったところは、すぐに米を作れるわけではないので、限られている農地で作るのですから、急に増産しろといっても、休耕してしまった草だらけの遊休農地はすぐに米を作れるわけではないので、我々も増産しろといってもなかなかできないのが現状なので、今年の秋は多少希望を持てるのかなと思います。

あとはカメムシの被害が出ないように、消毒は元はかかりますけれども、市のほうでも薬剤に対して1,000円の補助金を出すという話もありますので、1,000円では、カメムシ2回かけると七、八千円かかってしまいますから、そのほか自分でかければ別ですけれども、誰かに頼めば1反2,000ぐらいドローンでかかるらしいので、1万円近くのお金がかかるような計算ですけれども、高く売れば、その分は出ると思いますが、なかなか厳しい病気と値段の上下が激しいので、高値に期待をするしかありませんが、何とか高値で推移してもらえよう願っております。

このところ天気が寒かったりしますので、私も田植機に乗っていると、田んぼの中は寒いので鼻風邪になってしまいましたけれども、十分体調に気をつけて、大体の方はもう終わっているかと思いますが、これから暑さが厳しくなってきますので、体調に気をつけて農作業に励んでいただければと思います。

いつも言葉整いませんけれども、以上で冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

議 長

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から1番の三ツ木委員、2番の石塚委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

統 括 主 幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は5,735平方メートルです。通作距離は0.35キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8万6,962.89平方メートルです。通作距離は1.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万8,885平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,004平方メートルです。通作距離は3.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、5番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,004平方メートルです。通作距離は3.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、6番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万6,883平方メートルです。通作距離は4.7キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

議 長

以上6件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員7番の高島委員、2番について推進委員1番の小早川委員、3番について推進委員4番の林委員、4番及び5番について推進委員8番の飯高委員、6番について推進委員12番の松沢委員よりお願いいたします。

7番推進委員
(高島委員)

では、1番について高島委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

5月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、2番について小早川委員よりお願いいたします。

1番推進委員
(小早川委員)

2番の件について説明します。

5月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的はそれぞれ営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、3番について林委員よりお願いいたします。

4番推進委員
(林委員)

3番目の件について説明します。

5月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者について

議 長

8 番推進委員
(飯高委員)

議 長

1 2 番推進委員
(松沢委員)

議 長

全 員
議 長

議 長

統括主幹

も問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

続いて、4 番及び 5 番について飯高委員よりお願いいたします。

4 番及び 5 番の件について説明をいたします。

5 月 19 日に現地を確認いたしました。申請地の現状は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的はそれぞれ営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者については問題ありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

続いて 6 番について松沢委員よりお願いいたします。

6 番の件について説明します。

5 月 19 日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理しておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者について問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の 2 ページ及び 3 ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定
についての1番から8番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の社宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、子育てや将来両親の老後の世話など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の所有する住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、将来両親の老後の世話などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和7年3月4日付で、自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭なため、結婚をした妻とはいまだ同居できておらず、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は交通の便もよい場所で子育てをするにも最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、子育ての支援や将来両親の老後の世話など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成28年に市外に本店を置き、主に土木建築工事の設計施工を営む法人です。現在使用している資材置場は、

本社駐車場の片隅と知人の土地を一時的に間借りしており、緊急性を要する公共工事などの資材や回収した資材等の一時保管場所がなく、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、子供を伸び伸びと育てられる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住む住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地はおじの住む住宅にも程近く、子育ての助力を得ることもでき、おじに何かあったときにはすぐに駆けつけることができる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻のおじの住まいにも程近く、子供が生まれたら子育ての助力を得ることが可能であり、今後おじに何かあったときはすぐに駆けつけることができるなど、お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番

3 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長

及び2番について私から説明いたします。3番及び4番については田口委員、5番から8番については石塚委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について私から説明いたします。

1番の件について説明します。

5月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する西側を除き、周囲を既設コンクリートブロック及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれがないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、2番の件について説明します。

同じく5月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する南側及び水路に接する西側を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、3番及び4番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず3番の件について説明いたします。

5月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側は道路に接しており、南側は一部地先境界ブロックを設置するほか、残りの周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、4番の件について説明をいたします。

同じく5月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する南側を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2点報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、5番から8番について石塚委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(石塚委員)

5 番の件について説明します。

5 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、6 番の件について説明します。

5 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する南側を除き、周囲は既設コンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、7 番の件について説明します。

5 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側は道路に接しており、南側は地先ブロックを設置するほか、残りの周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、8 番の件について説明します。

5 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3 番 委 員
(田口委員)

すみません。5 番の件につきまして、2 点質問させてください。

資材置場ということで今回申請が出ておりますが、資材置場としての面積としてはそんなに大きくないのですが、こちらは幼稚園のすぐ

議長
統括主幹

近くということもあります。コンクリートブロックで囲うというお話でしたが、小さいお子さんが通う幼稚園の近くで、コンクリートブロックのみで安全対策という意味ではいかななものかと思いますが、その件につきましてはどうでしょうか。

事務局。

申請上は土留めのみという形で申請をされております。幼稚園との兼ね合いですけれども、そちらについては、代理人のほうにこれから説明をさせていただきたいと思いますので、農地法上の観点では土留めブロックということになっております。

議長
3 番 委 員
(田口委員)

はい、どうぞ。

農地法上の土留めをすることによって、土砂の流出という意味では十分な対策だと思いますが、先ほどから言っているように幼稚園の近くということもあり、できればネットフェンスみたいなもので囲うという形のことの対策が、安全対策としてはよろしいのではないかとこのうふうに思いましたので、そのような形のことを強制ということではなく、お話をしていただければよろしいのではないかとこのうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ほかに。

中島委員。

10 番 委 員
(中島委員)

7 番の件に関連して確認なのですが、道路幅員がこちらは現況2.5メートル、セットバックが1.18メートルですか。自分の認識からすると、3メートルまでセットバックではないのかなと思うのですが、この辺については何か理由があるのでしょうか、お伺いします。

議長
開発指導課長

事務局。

お答えします。

ここは申請の段階で、公図上は委員おっしゃるとおり、県道の中心から3メートルは下がっているところでございます。今回の申請に当たっては、新たな道路後退というのは求めてはおりません。

以上です。

議長
10番委員
(中島委員)

はい。

ということは、反対側が2.何メートルかセットバックしているということでしょうか。中心から3メートル、3メートルで計算するということでは、最終的に6メートルになるということによろしいですか。

開発指導課長
議長

開発地の反対のほうはまだ下がっていないということです。

よろしいですか。

ほかに。

全員
議長

なし。

ほかにないようですので、質疑がないということで、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

統括主幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の4ページです。農地法第3条の3の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の5ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書6ページから7ページです。農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、11件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

		続きまして、議案書の８ページから９ページです。第４号報告 農地法第18条６項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回７件の通知がありました。内容につきましては、記載のとおりです。 報告事項は以上です。
議	長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、６月25日水曜日、午前10時から、この会議室で行います。
局	長	会長、ありがとうございました。 それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
職 務 代 理		本日は、農業委員会会議にご出席ありがとうございます。天候もまだすぐれない中、このまま梅雨に入ってしまうのか、また暑い日が来るのか難しい予報らしいのですけれども、体に気をつけて、また来月の農業委員会に出席をよろしくお願いいたします。
局	長	本日はご苦労さまでした。 ありがとうございました。 本日の総会はこれにて閉会といたします。 (閉会時刻：午前１０時３０分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 5月26日

議 長

署名委員

署名委員